

令和5年

第5回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和5年5月25日 午後1時30分から

場所 国府支所2階 第1・2会議室

1 出席委員

1番	安池雅美	9番	鈴木洋有
2番	青木貞治	10番	吉川正
3番	二宮賢一	11番	添田政夫
5番	古正輝子		
6番	平原則子	13番	柳田孝
7番	竹内欣也	15番	近藤剛司
8番	石井雅浩	16番	戸塚昭雄

2 欠席委員

12番 加藤正和

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席事務局員

事務局長 熊澤晃
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和5年第5回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、12番加藤正和委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、10番吉川正委員と11番添田政夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定」につきましては、議案書2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

大磯町長より令和5年5月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第12号1番を朗読・説明》

書記 議案第12号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は露地畑ですが、花卉農業の経験がある新規参入者が切り花の栽培を行いたいとのことです。最初は兼業農家として参入し、営農拡大と経営の安定化が図られたら専業に切り替えるとのことです。

なお、5月16日に西小磯地区担当の添田委員、西方推進委員及び事務局2名で、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」に基づいて面談を行い、現地確認をしました。

議長 では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から面談と現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 1 番委員（添田） 1 1 番の添田です。議案第 1 2 号 1 番の農地について、5 月 1 6 日に私と西方推進委員及び事務局 2 名で面談と現地確認を行いました。面談した借り手は過去に花卉農業の経験があり、販売についても豊富な実績を持っていることが確認されました。

また、当該農地が切り花の栽培に利用されるということで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、面談した借り手は花卉農業の知識と経験が十分あることが確認されたので農地の有効活用が図られるとのことです。

議長 では、議案第 1 2 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 新規参入者は花卉の栽培の経験はあるのか。

書記 ある。

議長 他に質疑がないようですので、議案第 1 2 号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙 手 》

議長 賛成者全員により、議案第 1 2 号 1 番は原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第 1 2 号の審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号につきましては、議案書 3 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 4 ページをご覧ください。

まず、報告第 1 号 1 番について説明します。総会資料の 2 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 まず報告第1号1番についてですが、内容については記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、5月1日に大磯地区担当の安池委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした大磯地区担当の安池委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1番委員（安池） 1番の安池です。報告第1号1番の農地について、5月1日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑4筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

事務局 《報告第1号1番をプロジェクターで補足説明》

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの2件でございます。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番から3番を朗読》

書記 報告第4号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第5回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時45分)